

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

事業譲渡による旧許可営業者の地位の承継について（通知）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）の事業譲渡による営業者の地位の承継の規定等が盛り込まれた。

また、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 329 号）が公布され、改正法のうち、上記に係る部分の施行期日が令和 5 年 12 月 13 日とされた。

改正法による改正後の食品衛生法第 56 条の規定に基づく、許可営業者の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る留意事項については、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」（令和 5 年 8 月 3 日付け生食発 0803 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において示しているが、今般、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条各号に規定する営業を営む者の事業譲渡による地位の承継に係る留意事項についても、別添のとおり、とりまとめたので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

事業譲渡による旧許可営業者の地位の承継について

第1 旧許可営業について

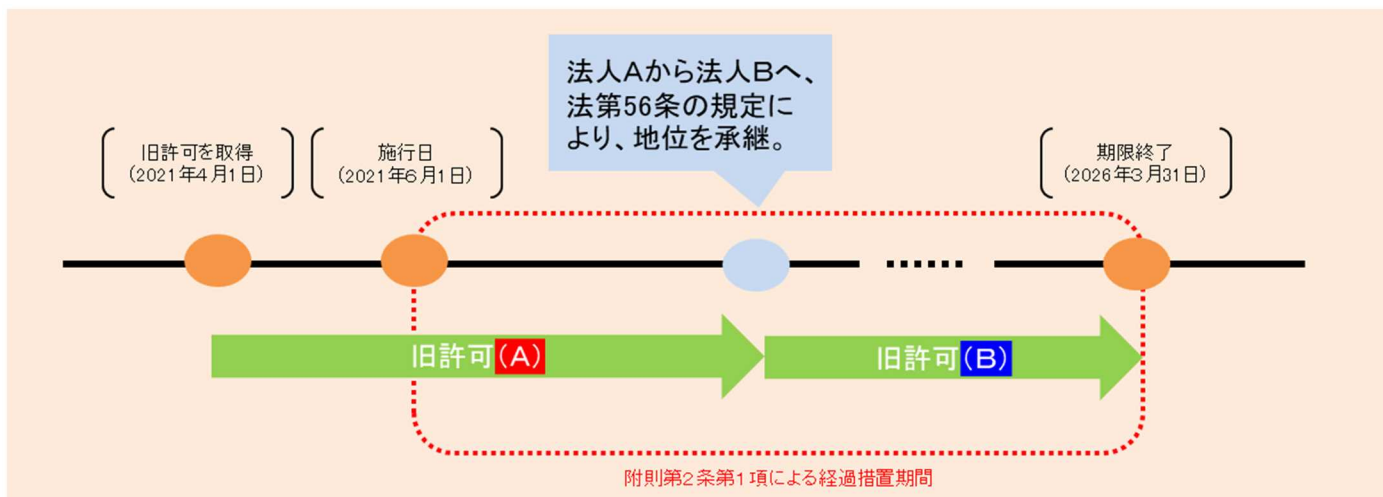
- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている営業の種類は、同法第54条の規定に基づき、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に定められている。
- 食品衛生法の営業規制については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「食品衛生法等整備政令」という。）により、令和3年6月1日施行で以下の改正が行われた。
 - ① 食品衛生法等整備政令第1条の規定による食品衛生法施行令の改正により、同令第35条各号に定められている営業の種類が34業種から32業種に改正された。
 - ② 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による食品衛生法の改正に伴い、営業許可の基準について、「条例で」定めることとされていたものを「厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で」定めるよう改正する等、同法の営業規制の見直しが行われた。
- 令和3年6月1日以後に食品衛生法等整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業（以下「旧許可営業」という。）を営む者（以下「旧許可営業者」という。）については、食品衛生法等整備政令附則第2条第1項又は第2項の経過措置が適用されているが、当該経過措置期間中に、事業譲渡により旧許可営業者の地位の承継をした場合の適用関係について、第2のとおり留意事項を示す。

第2 旧許可営業の事業譲渡に係る適用関係について

- 旧許可営業者が、旧許可営業に係る地位を事業譲渡により承継した場合の適用関係については、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「改正後食品衛生法」）第56条の規定中「前条第一項の許可を受けた者」に「食品衛生法等整備政令附則第2条第1項又は第2項の規定により、なお従前の例により旧許可営業を営む者」も含むと解し、同条の規定を適用すること。その適用のイメージについては参考のとおり。
- 以上のとおり、旧許可営業の事業譲渡は、改正後食品衛生法第56条の規定に基づき可能であるため、一部改正法の施行にあたって、旧許可営業の事業譲渡に関する特段の経過措置を設けていない。

(参考：食品衛生法第56条の適用のイメージ)

【附則第2条第1項の経過措置期間中に旧許可営業の事業譲渡を行う場合】



【附則第2条第2項の経過措置期間中に旧許可営業の事業譲渡を行う場合】

